

墓地使用権型標準契約約款（寺院向け修正）

〇〇寺 墓地使用契約約款

（目的）

第1条 本約款は、宗教法人〇〇寺が経営する墓地（以下、単に「墓地」という。）の管理及び使用に関し必要な事項を定め、その管理及び使用が適切に行われることを目的とする。

（墓地の使用）

第2条 使用者は、次に掲げる墓地の区画（以下「墓所」という。）を、契約成立後第8条又は第9条の規定により契約が解除されない限り、〇〇年間継続して使用する権利を有する。

使用墓所区画 〇〇区画－〇〇番

- 2 使用者は、管理者に届け出て、墓所内に使用者の親族及び縁故者の焼骨を埋蔵することができる。
- 3 使用者は、墓石・墓標の設置、焼骨の埋蔵その他墓地本来の使用目的以外の目的のために墓所を使用してはならない。
- 4 使用者は、管理者の承諾を得ずに墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させてはならない。

（使用料）

第3条 使用者は、管理者が定める期日までに使用料〇円を支払わなければならない。

（墓地の管理）

第4条 墓所の清掃、除草等については、当該墓所の使用者が行わなければならない。

- 2 墓地の環境整備その他の管理（前項に規定するものを除く。）については、管理者が行わなくてはならない。

（管理料）

第5条 管理者は、前条第2項に要する費用に充てるため、別に定めるところにより、使用者に対して毎年管理料を請求するものとし、使用者は

これを支払わなければならない。

- 2 管理者は、物価の変動等により、当該時点における管理料によっては前項に規定する費用を賄うことができなくなったとき、又はその確実な見込みが生じたときは、必要かつ相当と認められる範囲内において、管理料を改定することができる。この場合において、管理者は、改定後の額及び改定の具体的な理由を明記して、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。

(契約の更新)

第6条 墓所を使用する権利を有する期間が経過した後も継続して墓所を使用しようとする者は、当該期間が経過する〇年前から、管理者に対して契約更新の申込みをすることができる。

- 2 前項の申込みがあった場合において、前条第1項に規定する管理料の支払義務が履行されている場合には、管理者は前項の申込みを承諾しなければならない。

(使用者の地位の承継)

第7条 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して墓所の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、すみやかに別記様式による地位承継届出書に住民票の写しを添えて管理者に届出を行うものとする。

- 2 使用者の祭祀承継者が墓所の使用を継続しない場合には、書面をもって管理者にその旨を届け出るものとする。

(使用者による契約の解除)

第8条 使用者は、書面をもっていつでも契約を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、使用者は既に支払った使用料及び管理料の返還を請求することはできない。ただし、墓所に墓石の設置等を行っておらず、かつ焼骨を埋蔵していない場合において、使用者が既に使用料納付しているときは、契約成立後〇日以内に契約を解除する場合に限り、管理者は、当該使用料の〇割に相当する額を返還するものとする。
- 3 第1項の場合において、契約解除の日の属する年度の管理料を納付していないときは、使用者は当該管理料を支払わなければならない。

(管理者による契約の解除)

第9条 管理者は、使用者が使用料を所定の期日までに支払わなかったと

きは、書面をもって、契約を解除することができる。

2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当する場合には、管理者は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をもって、契約を解除することができる。

一 〇年間管理料を支払わなかった場合

二 第2条第3項に規定する使用の目的に違反して墓所を使用した場合

三 第2条第4項の規定に違反して墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させた場合

(契約の終了及びこれに伴う措置)

第10条 契約は、次に掲げる場合に終了する。

一 墓所を使用する権利を有する期間が経過した後、第6条第1項に規定する契約更新の申込みがなされなかったとき

二 第7条第2項の届出があったとき

三 前二条の規定により契約が解除されたとき

2 契約が終了したときは、使用者であった者又はその祭祀承継者（次項及び第項において「元使用者等」という。）は、速やかに墓所内に設置された墓石等を撤去し、墓所内に埋蔵された焼骨を引き取るものとする。

3 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後〇年経過した場合には、管理者は、墓石等を墓地内の所定の場所に移動し、及び法令の規定による改葬手続を経て埋蔵された焼骨を墓地内の合葬墓又は納骨堂に移すことができる。

4 前項の場合においては、管理者は実費を元使用者等に請求することができる。

以上につき、管理者、使用者双方合意の元、墓地使用契約を締結したので、これを証するため本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

年 月 日

使用者 氏名 ○ ○ ○ ○
住所
電話番号

管理者	名称	○	○	寺	
	代表役員	○	○	○	○
	所在地				
	電話番号				